

# 令和元年第2回上里町議会臨時会会議録第1号

令和元年5月8日（水曜日）

## 議事日程 第1号及び本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 提出議案の報告について  
日程第 4 諸報告について  
日程第 5 (町長提出承認第1号) 専決処分の承認を求めることについて  
日程第 6 (町長提出議案第2号) 専決処分の承認を求めることについて  
日程第 7 (町長提出議案第24号) 工事請負契約の締結について  
日程第 8 (町長提出議案第25号) 令和元年度上里町一般会計補正予算(第1号)  
(追加日程)  
日程第 9 議長不信任の動議

## 出席議員(14人)

1番 黛 浩之君	2番 高橋 茂雄君
3番 高橋 勝利君	4番 飯塚 賢治君
5番 仲井 静子君	6番 猪岡 壽君
7番 齊藤 崇君	8番 植原 育雄君
9番 植井 敏夫君	10番 高橋 正行君
11番 納谷 克俊君	12番 沓澤 幸子君
13番 高橋 仁君	14番 新井 實君

欠席議員 なし

## 説明のため出席した者

町長 山下 博一君	副町長 江原 洋一君
教育長 下山 彰夫君	総務課長 山田 隆君
総合政策課長 塚越 敬介君	税務課長 須長 正実君
町民福祉課長 亀田 真司君	子育て共生課長 間々田 由美君
健康保険課長 及川 慶一君	まち整備課長 富田 吉慶君

産業振興課長 山下 容二 君      学校教育課長 高橋 淳 君  
学校教育指導室長 勝山 寛美 君

---

**事務局職員出席者**

事務局長 宮下 忠仁      主 任 横尾 慎也

## ◎開会・開議

午後1時30分開会・開議

---

○議長（新井 實君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第2回上里町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（新井 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、6番猪岡壽議員、7番齊藤崇議員、8番植原育雄議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

---

## ◎日程第2 会期の決定について

○議長（新井 實君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

---

## ◎日程第3 提出議案の報告について

○議長（新井 實君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長より、議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。事務局。

〔事務局朗読〕

---

## ◎日程第4 諸報告について

○議長（新井 實君） 日程第4、諸報告について。

本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか、関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

---

## ◎日程の追加について

〔「議長」の声あり〕

- 議長（新井 實君） 8番植原育雄議員。
- 8番（植原育雄君） 議長不信任の動議を提出いたします。

〔「賛成」の声あり〕

- 議長（新井 實君） ただいま、議長不信任について動議が提出されました。

この動議は賛成者がありましたので成立いたしました。

お諮りいたします。

この際、議長不信任を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、議長不信任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議長不信任を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、私、議長が除斥の対象となりますので、退場しますので議事進行を副議長にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時35分休憩

---

午後1時40分再開

- 副議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## ◎日程第9 議長の不信任動議

- 副議長（飯塚賢治君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

- 8番（植原育雄君） 議席番号8番植原でございます。

ただいま追加日程となりました議長不信任の動議について説明をいたします。

新井議長は、所属するグループに重きを置いての言動が目立ちます。例えば、過去の町長交代時において、前町長と新町長に対して花束を贈呈するに当たり、所属するグループの議員とだけ事前に相談をして花束を用意してしまいました。グループ以外の議員に指摘されて、その結果、議員全体に呼びかけて実施いたしました。

また、過日の幹事会において、議題の協議中にもかかわらず、議長は実施すると決定しても私は参加しないと張り切る始末です。とても議長の立場にある人の発言とは思えません。議長は議会の代表であり、議員全体の意見等をまとめて議長職を全うすべきであり、中立性を保つべきである議長としての適格性に欠けるものであります。

議会の資料についても、そのままの資料に自分の後援会の名の印を押して、あたかも自分で作成したかのごとく住民の方に配布していることも聞いております。議会の資料については、守秘義務を負っている資料もあり、とても軽率な行動に当たると思います。

その他、言動についても、慎重さを大きく欠いている事案も数多く見受けられます。

以上を申し上げ、新井議長は、議長としての適格性を著しく欠いていると思われまので、議長に対しての不信任を提出するものであります。

以上が提案理由であります。

○副議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） どんな提案の理由なのかなと思って、しっかり音を聞いておったんですが、質疑をするのもどうなのかなと思ってしまった部分がございます。

基本的には、議長不信任ということに対する理由として、大きく本来であればこれがというのであれば、議場に対する秩序権とかが発揮できないだとか、議事整理ができないだとか、議長公務についての不手際があるだとか、そういったことであれば、議長不信任というのは当然、出されてしかるべきだと思うんですが、これ一つ一つとってみますと、基本的には各議員に出される懲罰を前提に考えると、どれも対象に値しないのかなと考えておるところでございます。

一つ、万万が一であります。資料を住民の方々に配布しているという中で、守秘義務が守られていないものがあつたとするのであれば、その辺が、何をもちて守秘義務を犯すようなものがあつたのか具体的に話していただかないと、私たち提案をされた側としては、判断をしかねるところでありますので、その辺を具体的に説明をしていただきたいということである。

もう1点なんです。先ほど、グループに重きを置くということがありましたが、これがその中で、町長退任時と就任時の花束云々という話だったんですが、これだとどのように決定をされて、それが例えばなんですけれども一部の方だけに話されたということなのか、私もちょっとこの話伺っていませんでしたので、どういう過程で決められたのかわからなく、ただただ必要のところ、いわゆる幹事であるとか、そういったところで話があつたのかなと思ったんで

すけれども、私もこれ知りませんので、その辺、じゃ、どなたに議長が話をされてこの花束を贈呈されることを決められて、それを指摘されて、議長が指摘された後に皆さんに聞いたというお話があったんですけれども、その辺をもっと具体的に御説明いただかないと、これちょっと余りにも大ざっぱ過ぎて、私どもが不信任に値するかどうか判断材料に欠けますので、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（飯塚賢治君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） まず、1点目でありますけれども、議会においての資料、数多くいろんな資料を配布していると思いますので、それを一々守秘義務がどうのこうのというところまではちょっと確認できない状態でありますけれども、中には配布して回収しなかったものについてもあると思います、数の中には。それを自分の後援会の判こを押して、あたかも自分でつくって住民の皆さんに配布している、そういうことも実際あります。同僚議員の中にも、自分でつくった資料を勝手に使われてという、そういうことも実際起こっていると思います。

あと、それから、町長交代のときに、グループの中で話し合っただけで花束を用意したと、そういう話を同僚議員から聞きまして、その同僚議員の発言によってそんな一方的なことはしてはいけないということで、議員全体に話してそれで取りまとめるべきだと、そういう話がありました。その結果、議員全体で退任する町長と新任する町長、その人たちに花束を贈呈したというのが経過であります。

○副議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありますか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 御説明ありがとうございます。

今、伺った限りでは、どちらも御自身で確認をされたんじゃないような内容だったかなと思うんですけれども。

またもう一つ、守秘義務に関しましては回収されない、もちろん提出者の植原議員さんも3期目を務められている方ですから、少なくとも植原議員さんが議員になられてから、守秘義務のあるものに関しては全協等で配られたものは全て回収されております。それ以前は、私も回収されなかったという記憶はありますけれども、されていますね、少なくとも。ということは、配られる資料は公開されているものですから何の問題もないと。

また、自分の御自身の印ですか、ゴム印ですか、押されて配っているものがあたかも御自身でつくられたかのようなという話だったのですが、これは自分でつくったんだと確認されたん

ですか、人づてに聞いたような話だけで、こんな重要な問題出していいんですか。

先ほどの花束の件もそうです。同僚議員が言っていたのを聞いたと、全て人聞きの話。これだけの重要な問題であります。議長不信任ということは非常に重要な問題を、御自身で100%言い切れるほどの確認をとられているのか、いないのか、もう一度伺うところであります。

○副議長（飯塚賢治君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 逆に、納谷議員にお聞きしたいと思えますけれども、人がつくった資料を自分でつくったようなことにして配布するのは、私はどうかなと思います。そういうことをしてもよろしいという、そういう意味での考え方で、納谷議員は質問されたのかどうか、逆に質問をさせていただきます。そういう行為はいいのかどうか。

〔「質問に対する答えをいただいていません」の声あり〕

○副議長（飯塚賢治君） 植原育雄議員に申し上げます。

ただいま提出された提案理由の中の内容ではありませんので、それは納谷議員のほうに逆に質問をするというのは、今質問にはなっておりませんでした。

11番納谷克俊議員。

〔「まだ、質問に対して答えていない」の声あり〕

○副議長（飯塚賢治君） 答えが返っていないということですか、すみません。

ただいま納谷議員のほうからありました、8番植原育雄議員に対し質疑をされたことに関しての答えがないということでございますので、もう一度答弁のほうをよろしくお願いします。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 一々確認はしておりませんが、数多い中には、やはり守秘義務を負っているものも含まれてくるかと思えます。そういうことに対して、そういう行為をしてもいいかどうかという問題であると思えます。

以上です。

○副議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 14名で議会を運営している仲間の議長さんを不信任ということは、本当忍びないことだと私は思っております。

しかしながら、今、植原議員が申し上げたように、議長としてあるべき姿を求めたときには、皆さんもよく考えていただきたいと思うんですよ、国会において、議長になった人は党籍を離れる、簡単に言えば無所属と、こういうことで国会運営を大島さんも、参議院の伊達さんも運

営をして、あくまで議長として全議員の中立の立場で国会を運営しているんじゃないかなというふうに私は思います。

いろいろ一部の方には、議会が運営されれば誰でもいいということじゃなくて、例えば、話はちょっとそれますけれども、国会の大臣なんていうのは、もっと国をつかさどる人たちですよ。皆さんもテレビや報道で国会の大臣がいろんな発言をしたときに、これは国会議員から追及されたり、国民から追及をされるということは、皆さんが一番よく知っていると思います。これを認めていたら、国会は運営できないということになっていくわけです。そして、そういう人たちは辞任をしていくわけです。そしてまた議員の辞職もしていると、こういう状況であるというのは、私は細かく言う必要もないと思います。

それで、先ほど植原さんが言ったことについて、私はその後援会の文書を確認にうちで見ました、うちのポストの中に入れてありました。ほかの人にも見せました。これは、町の執行部が出したこういう、今日も出ているこういうものですね、資料、議案審議する内容に全て「新井實後援会」こういうふう書いて、何部配布したかまではわかりません、本人きり。だけど、私の手には入って、うちにも入れてあったから、そういうことは申し上げております。

これが、もっと詳しく言えば議会の運営委員会の資料とか、そういうものまで全部一括して配布をしたと、それは配布してもいいと思うんですよ。だけど、先ほど、植原議員が言いましたように……

○副議長（飯塚賢治君） 3番高橋勝利議員に申し上げます。

ただいまは、8番植原議員の提案理由の説明に対しての質疑を行っておりますので、討論の中で、もし今のお話があるのであれば願いたいと思いますので。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 私が言うのはおかしいかもしれないけれども、納谷議員が具体的に出してくれという話をしたけれども、もらったものが……

○副議長（飯塚賢治君） ただいまは質疑の場でございます。討論であれば、討論をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議会で配られた書類というのは、守秘義務のあるものは今回もまだ決定していなくて、ルートが10便か9便になる、8便が7便になる可能性もあるという、曖昧なものだとか、まだ公表できないものは回収しているじゃないですか。

だから、公のものは住民にどんどんお知らせするのは構わないと思います。ただ、それに後

援会の印鑑を押すということはよくないかなというふうに思います。それは、誤解が生じる可能性がありますよね。手で配って、今、町ではこういう議論をしているんだよというふうにするのと、印鑑を押してポストに入れちゃうというのは、誤解が生じちゃう場合もあると思います。

そういうさまざまなことについては、やはり議会の場できちっと議会全員協議会とかがあるんですから、そういうところでそれは慎みましょうとか、そういうふうな形でのそれぞれが戒めていくということは必要かなというふうに思ったりもします。

ですけれども、花束のことに关しましても、結果的にはちょこつとした、いわゆるやはり配慮に欠ける点があったと思いますけれども、それが重大な、町民生活を脅かすとか、議会の民主的運営に沿っていないだとか、町政運営に著しく支障を来すとか、そういうことではないと思うんですね。

だから、公の議会の場だとか委員会場で失言したり、差別的な発言があったりとか、そういうことであれば当然、それは議長としていかなものかということもありましようけれども、まだ、議長不信任として出すような内容としては、ちょっとどうなのかなというふうに思います。

余りにも曖昧、多分その可能性があるであろうというような内容ではちょっと、確かに守秘義務違反を犯しているとか、そういうことでないと、そういう決定的なものがあるのかどうか、逆にちょっとお尋ねしたいんですね。多分、その中には含まれているでしょうみたいな提案では、ちょっと納得できませんので、具体的にこういうものが配られて、どういうふうな影響を及ぼして町民が被害を被ったとかね、町の運営に支障を来したとかいうことがあればお願いしたいと思います。

○副議長（飯塚賢治君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 具体的にということでありましようけれども、私が言っているのは、そういう行為が少なからずも住民の方に対して影響が出てくるということは、もう確かであると思います。

そのほかのことについても、例えば、トライアルの跡地の問題についてもそうですけれども、いろいろとはっきりしないうちに、本来ならば町長のところに代表の方から相談がされて、回転していくのが筋だと思いますけれども、議長の立場の人がそれを相談を受けて、私はこういうことをこういう人から相談を受けているとか、ほかもいろいろと、実際に議長の適格性の問題に関しては、私は議長として適当ではない、そんなふうにも思っております。

ほかのことについても、例えば、余り言いたくないんですけれども、例えば議長が同僚議員

に対して、日本は唯一の被爆国であるのにもかかわらず、核兵器を持って当然だというような言い方を同僚議員の方にしております。そして、同僚議員が、議長としてそういうことを言っているのかどうか、そういう話をしましたら、本人がこの話は公言してもらっても結構だという、そういう話も聞いております。

こういうこと一つとっても、議長として何でも話をしたり、議会の何ていうんですかね、秘密というか、まだ決まってもいないことに対しても住民の方にも話してしまう、そういうこともほかにもいっぱいあると思います。だからそういった意味で、私は議長としての適格性に欠けると、そういう提案理由でございます。

○副議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 高橋でございます。

先ほど、植原議員からあったトライアルの件、ちょっと出しましたけれども、これについては、私も沓澤さんも猪岡議員もそういう場において、議長が何を言ったかというのは全部聞いているんです。メモもとってあります。それはそこで発言したのは、自分は議長であるから中立だから意見は差し控えますと、こういうふうには発言をしているんですよ。

これは、もう議長としてそういうのは的確だと思ったから、ああよく言ったなというふうには私は思っていたんですけれども、それ以降に、トライアルの問題というのは、皆さんも知っているとおりでんどん出てくるんですけれども、つい最近の話というのは、議長室で私たち3人は呼ばれました、議長に。

○副議長（飯塚賢治君） 高橋勝利議員。

申しわけございませんが、先ほどと同じでございます。内容が討論でありますので、ただいまは質疑ですので、討論をお願いします。

〔「わかりました」の声あり〕

○副議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

6番猪岡壽議員。

〔6番 猪岡 壽君発言〕

○6番（猪岡 壽君） 6番猪岡でございます。

先ほど、いろいろと議長不信任案について四、五点出されたわけなんですけど、どれをとっても具体性に私も欠けていると思うんですよ。やはりそう思っているとかそうじゃなくて、ちゃんとした具体的なことを話をして、議長の不信任ということは大変なことではございますので、まして議事を延ばしてやっているわけなんでございまして、きちんとその辺は具体的に答えて

出してほしいなと思います。よろしくお願いします。

○副議長（飯塚賢治君） 7番齊藤崇議員。

返答ですね、ごめんなさい。

○副議長（飯塚賢治君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 具体的にということでありますけれども、抽象的になってしまうかもしれませんけれども、議長がいろんなことを軽率な言動をしているということについては、少なからず議会に対して悪い影響を私は与えると思います。そこら辺のところは、住民の方もちゃんと見ていまして、住民からの意見もたくさんいただいております。

ただ、それを一々細かいことまで私は言う必要はないと思います。私が言っているのは、議長の適格性があるかどうか、適格性がないので不信任を出す、そういう形でまず提案説明をしたところでございます。

○副議長（飯塚賢治君） ただいま、トライアル跡地の問題を今、ちょっとお話が出ているようですが、これにつきましては大変デリケートな問題・時期でございますので、注意をしながら私どもはしていけないといけないのかなと思っておりますが、ここで議論をするのは避けたいと私は考えます。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 先ほど、提案者の8番植原議員が申し上げました、日本も核兵器を持つべきだというのは、恐らくこの上里町議会14名でこんな考えを持っている人は恐らくいないんじゃないかなと思うんですね。

これは大変な失言であって、思想的にもとんでもないと思います。このような方が議長にいていてというのは、全くふさわしくないというふうに私は思います。唯一日本というのは、世界で被爆した国です。長崎と広島に原爆を落とされました。こんなことをです。……

○副議長（飯塚賢治君） 齊藤議員に申し上げます。

提案理由の今、質疑を行っております。

〔「提案の補足をしているわけです」の声あり〕

○副議長（飯塚賢治君） いや、提案の中にはそれ入っていたでしょうか。先ほど違う発言でそれが出てきたと思いますが。提案の中には出ておりません。

〔「提案者から……」の声あり〕

○副議長（飯塚賢治君） 提案者じゃなくて、提案理由の中から。

〔「提案理由の中ね、失礼しました」の声あり〕

○副議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 質疑の中で出てきた問題で核兵器を持つということ、それはもうとんでもないことだと私は思います。

ですけれども、一番最初の提案理由の説明が全ての提案理由になるわけですね。聞かれてばらばら出てきたことじゃなくて。それでいろいろ思い返しても、確かに新井議長のちょっと配慮に欠けるような発言というのはあると思います。しかし、議長の不信任案という、こんな大事なことを突きつけるに当たっては、やはり議会運営、上里町の議会が議員の発言を狭めたりとか、議論する時間を一方的に偏った議論の仕方、自分の気に入った議員の意見は聞くけれども、ほかの議員が手を挙げていても指名しないとか、そういうことがあったらもう本当に許せないと思いますけれども、個々の欠点を言い連ねたら仕方がないというんでしょうか、私なんかもたくさんありますから。

そうじゃなくて、やはり議会は議論する場ですから、個々のこういうこともあった、こういうこともあったじゃなくて、最低限、全員協議会みたいところで申し合わせ事項として、襟を正すべきところは皆さんで正し合いましょうということは、今後も必要だと思いますけれども、何ていうんでしょうか、前回に続いてまたこの不信任、でも上里町の議会の中では、議長は2年やったほうがいいですよということ、この間ずっとしてあったと思うんですよ。

だから、そういう部分の、不信任案の中にはね、やっとな前回初めて2年になったわけじゃないですか。かなり議論をしてきて、毎年毎年議長選挙に明け暮れているんじゃないかと、やはり継続的な、住民のために議論するというのに時間を割く議会にしていきたいわけなんですよ。ですので……

○副議長（飯塚賢治君） 沓澤幸子議員、討論なんですか、質疑なんですか。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ですから、その辺はどのように提案者の方は考えているのかなというのが聞きたいんですよ。2年が望ましいという議論が、一方で議会ですていたわけですので。そのことと、個々の細かいことと、議会全体のこととの関係で、どのように考えて動議を出されたのかなというふうにお聞きしたいと思います。

○副議長（飯塚賢治君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 私、議会の議長の任期については一言も触れておりません。あえて申

し上げれば、この提案理由の中に入っていないわけですよ、沓澤議員の今の質問というのは。

あえて申し上げれば、議長は全体の中から正副議長にふさわしい人を人選すべきだと私は思っています。まだそこまで、うちのほうの上里議会はなっていないと思います。今はそういうふうになる、そういうふうにしなければいけないといった、そういう過程であると思うんですね、私はね。だから、私は2年じゃなくて1年ずつ、うまく調整して、上里町議会としてある程度一つにまとまるような雰囲気が達成されれば、2年でもいいと思いますけれども、現状においては、私は1年ごとに交代をすべきだと、私の考えはそうであります。

○副議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、議長の不信任動議に反対の方の発言を許可いたします。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷克俊であります。

先ほど提出をされました、日程第9、議長不信任動議が議題になっているわけでございますけれども、この不信任に関しましては反対の立場でありますので、一言、自分の考えを述べさせていただきますと思っております。

私も議長のとときに、実は不信任案を提出されておりました、そのとき終わってから議事録とか読み返させていただきましたが、なるほどなど、これは否決はされるわなといった思いで見えていました。それは何が言いたいかという、議長というのは、一番大事なことはやはり議事整理、議場の秩序維持、また、対外的に議長公務をしっかりとこなしていくというのが大事なかなと、自分も2年間経験させていただきました思ったところであります。

先ほど、同僚議員から細かいことというお話があったのかなと思いますが、その細かいことというのは、今回の議長不信任の理由であります。私は、細かいこととまでは言えないかなと思うんですが、それぞれ議長に限らず各議員が、やはりその辺はしっかりと自分の胸に手を当てて、考えなければいけないことであると思いますし、以後、自分も含めて考えていかなければいけない。

ただ、議長不信任という大きな問題からいたしますと、やはりそれに値するほどの理由には当たらないと思うわけであります。

1年と少し、新井議長の議事運営を前議長の立場から見てまいりました。やはり、就任当初は少しおぼつかない部分もあったのかな、大丈夫かなというふうに、先輩として見ておりました。

たが、日に日にやはりしっかりと議事運営ができるようになりまして、非常に難しい場面もあるわけですね。これは議長をやった提案者の植原議員もわかると思うんですけども、議員の発言はなるべく尊重しなければいけない。しかし、外れたことに対しては、しっかりこれは戻していかなければならないという、微妙なさじかげんをうまくこなしていただいているのかなと思うわけであります。

それで私は、今回の提出の理由については、議長不信任を可とするまでには値しないが、以後、議長には少し気をつけていただいて、これまで以上に研さんを積んでいただき、しっかりと上里町議会を代表する議長職を務めていただきたいと思いますので、議長を続けていただきたいというのが本音でありまして、本動議に関しましては反対とするものであります。

以上で反対討論といたします。

○副議長（飯塚賢治君） ほかに反対の方の討論はありますか。

10番高橋正行議員。

〔10番 高橋正行君発言〕

○10番（高橋正行君） 10番高橋正行です。

議長不信任に反対の討論をいたします。

新井議長は、常に中立、公正な議会運営を行っており、議長の職として適格性に欠け、議会運営に支障を来したという事例は思い当たらず、提案された議長不信任案にはその域に達しないと思いますので、この提案には反対といたします。

以上です。

○副議長（飯塚賢治君） ほかに反対の方の討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（飯塚賢治君） ないようですので、次に、議長の不信任動議に賛成の方の発言を許可いたします。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 不信任に賛成の一人として意見を述べさせていただきたいと思います。

先ほどいろいろ言ったことについて、質疑と討論と違うよと、こういう指摘が副議長のほうからありましたので、討論の中ではっきりさせたいというふうに思います。

提案の理由の中に、議長は中立だということを植原議員は申し上げていると思うんですよ。それで、先ほど私がごたごたいろんなことを話ししましたがけれども、日本の三権の長というのは、内閣総理大臣、裁判所長官、それから衆参の議長、これが三権の長で国をつかさどっている最大の長であるわけです。じゃ、上里町でどうかといったら、町長、教育長、副町長もいて、

議長がそこに入っているわけですよ。となれば、議長は全ての議員の中の代表として、中立した立場で行動しなければ、我々が議長としてということにはならないというふうに私は思うんですよ。

それで、植原議員が申し述べているのは、数々の言動というのは、その中立性を保っていたのかどうかと、その人が議長で適格かという話をしているんだと思うんですよ。議会が、沓澤さんもいろいろ言っていますけれども、何を言ってもいいんだと議会が進めれば、それなら国会の大臣は何を言ってもいいかといったら許されない、国民からは。それでみんな辞職をしたりやめたりしているから、質を問われているわけですよ。姿勢じゃないんですよ、質。そんなことを国の大臣が言っているのかどうかということが、辞任の原因になっているわけですよ。何も不信任案が出される前に本人が最後はやめていくと、こういうことであります。

そういう意味で、私は最初に言ったんですけれども、副議長が質疑と討論は違うよということとなるわけですが、先ほど言ったように、議長はいろんな場所に議会の代表の議長として挨拶をしたり、そういうことで述べているわけでございます。

2年とか1年、誰が決めたんですか、決まっていなかったじゃない。そういう議会というのは、私も議会に初めてですけれども、本当にうやむやな、どこかで決まって2年ということであれば、もうこれは従わなきゃならない、不信任案を出す必要もない。だけど、決まっていなかったものを暗黙の了解とかそういう形で、話が今まで上里町の議会は来ているわけですよ。そういうことを考えて思い出していただきたい。何でも議会がスムーズにいけば何を言ってもいいという考えはやめてもらいたい、そういうことで一つ私としては、中立として議長としてどうだったかということについては、一つ申し上げたいと思うんですよ。

ついせんだって、議長室に私と仲井議員さん呼ばれまして、議長選になったときの話というのは私はいなかったんですけれども、仲井さんと高橋正行議員はいたというふうに言われていますけれども、そこで何をしたんですか。議長選になったときの票読みを、議長みずからが何対幾つ、こういう話をしていること自体が議長として資格があるのかと。これは言っちゃいけないことだと、議長室ですよ。そういうことが平気で話される、そのことについては、私はすごい議長としての中立性に欠けているということであるわけでございます。

1人がそういうことで、議長が何か不始末したわけじゃないと言うけれども、植原議員が申し上げているとおり、議長はあくまで中立なんですよ。みんなの代表なんですよ。どこへ行っても議会の代表として挨拶させていただきますと、こう言っているんじゃないですか。ほとんど紙読んでいるわけですから、自分の思いじゃないんですよ。紙に書いてあるとおり、議会の代表として挨拶させていただきますということを言っているわけですから、そうなれば、中立性というのは保っていかなきゃ、いろんなことが意見の違いがあっても、中立性というの

は、その議長をやっている間は保っていかなくちゃならないのは、そういうことはないということで、植原議員は中立性が守られていないと、こういうふうに申し上げていると思うんです。

それからもっと、納谷議員が具体的に話をしてくれと。私がもらったんですよ、ポストに入れてあるんです。こんな分厚いものです。もらっていない人はわからない、もらっている人はもらっているんです。それが先ほど言ったように、議会運営委員会からのずっと細かいやつ資料、全部新井實後援会って判こがべたべた押ししてあるわけです。町民が見たとき、新井實後援会ってこんなものを全部つくっているという話になるわけですよ。いや、それは議会の資料として議員に配布されたものですよ、後援会が何かそっくりしてここにいて全部やったなんていう、そんなことはありません。じゃ、何でああいうことが配られるんですか、少なからずも議長でしょうということを言われています、町民に。

何なら持ってきてもいいけれども、植原議員が、そんな一々それを持って行ってなんていうところまで追いつめるんじゃなく、本人が、納谷さんも言っていますけれども、反省してもらおうということを言っていますから……

○副議長（飯塚賢治君） 結論をお急ぎください。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 討論ですから言わせていただきたいと思うんですよ。

そういうことを議長として不適格ではないかと、こういうふうに申し上げているんです。そんなものは胸に手を当ててもらえば誰だって、この14人、本人いないから13人の人は、言動についてどうなのかというのはみんな思っているんですよ。

ただ、議長に選出されるか、されないかというのはそんなのは関係ない。1票多いか、2票多いかの問題で議長は決まっているんですよ、どこの世界もそう。国会は自民党が政権持っているから、総理大臣が自民党から出ているということでありますよね。だけど、町はそうじゃない、これは国と地方自治体の関係は全然違う。町長は町長として選ばれる、議員は議員として選ばれる、議長はその議員の中から投票によって決まった、決まった途端に中立になってもらわなくちゃ困るわけですよ。だけど、そういうことがないんじゃないですか。

何で議長室に呼んで、今回のこういうふうな形になったときは、決選投票になったら何対幾つだなんて議長が言う言葉じゃないですよ。私も神保原出身の議員で1年生議員ですけども、彼は、議長はもっとベテランなんですよ。言葉の言動というのは今さら注意してもらうとか、するとかの問題じゃないですよ。このことを議員は考えなくちゃ町民に対して裏切り行為ですよ。はっきりとして、やはりそういうことをだめなものはだめなんです、いいものはいいんで、それで議会、町が運営されていくわけですから、そのことを皆さん考えていかないと、何でも言ったっていいんだなんて話になれば、じゃ、国会見てくださいよと言いたくなる。

ですから私は、新井議長の不信任については賛成ということで申し上げたいと思います。

○副議長（飯塚賢治君） ほかに賛成の方の討論はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 先ほどは大変失礼いたしました。提案理由の中に私は、提案者から出ているから、最初の壇上で申し上げただけじゃないというか、それだけでちょっと誤解しちゃった面がありまして、大変御迷惑かけました。

早速、賛成の討論させていただきますが、先ほども言ったように日本という国は、広島と長崎に原子爆弾を落とされた、世界で唯一の被爆国、爆弾ですよ、核兵器を使われた国であります。にもかかわらず、新井議長は、要するに近隣でいえば北朝鮮とか中国が核兵器持っているわけですけども、こういうふうな何ていうんですか、脅かしに対して、日本もやはり核兵器を持つべきだというふうな言動を発しているんですよ。

これは、要するに誰に他言してもいいよ、俺はそういう考えだからというふうな、そういう危険な考えを持った人が、町の議会の長としてふさわしいか、ふさわしくないか、恐らくここ今12人いると思うんですけども、副議長含めて13人いると思うんですけども、13人全部の人が核兵器なんか持ちちゃだめだと、こんなもの撃てば地球が終わってしまうというふうな危機感、それぐらいの威力を持っている武器ですよ。これを、そういう危険な考えを持った人が本当に町の議長としてふさわしいか、それも他言してもいいよ、俺はそういう考えだから、そういう方に議長として議長を任せるということはできないと私は思いますので、賛成の討論とさせていただきます。

○副議長（飯塚賢治君） ほかに賛成の方の討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議長不信任動議を起立により採決いたします。

議長不信任動議に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（飯塚賢治君） 起立多数であります。

よって、議長不信任動議は可決されました。

ここで新井實議長の除斥を解きます。着席するまでお待ちください。

〔議長 新井 實君着席〕

○副議長（飯塚賢治君） 新井實議長に申し上げます。

議長不信任動議は可決されたことをお伝えします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 2 9 分休憩

---

午後 2 時 5 1 分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第 5 町長提出承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（新井 實君） 日程第 5、町長提出承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴う、上里町税条例の一部を改正する条例について、平成31年 3 月31日に地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき、御報告させていただき承認を求めるものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

このたびの改正は、平成31年 3 月29日付で地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、上里町税条例の一部を改正するものであります。

主な内容は、平成31年度の個人住民税の寄附金税額控除制度の見直し、10月からの消費税率 10%への引き上げにあわせ、住宅ローン控除期間の延長、同じく軽自動車税における現行のグリーン化特例の 2 年間延長等について、法律改正にあわせて所要の見直しを図るものでございます。

それでは、条文ごとの改正内容について御説明申し上げます。

まず、第34条の 7 並びに制定附則の第 7 条の 4 及び第 9 条及び第 9 条の 2 でございますが、これらの条文は寄附金税額控除に関する規定で、いわゆるふるさと納税制度の見直しを行うものでございます。返礼品の返礼割合を 3 割以下とし、かつ地場産品を返礼品とする地方団体を総務大臣がふるさと納税の対象として指定し、この地方団体への寄附金を、特例控除対象寄附金として住民税からの寄附金税額控除をすることに改めるものでございます。

続いて、制定附則第 7 条の 3 の 2 でございますが、現行の住宅ローン減税について、10月か

らの消費税率10%が適用される住宅取得について、2%引き上げ分の負担に着目して控除期間を延長するものでございます。

次に、制定附則第10条の2でございますが、固定資産税の特例について定めた、いわゆるわがまち特例と呼ばれる条文でございます。上位法である地方税法に1項追加があったために、当該条例の根拠条文の項ずれを修正するものでございます。

次に、制定附則第16条及び第16条の2は、軽自動車税の特例について定めた条文でございますが、ある一定の排ガス基準や燃費達成基準に適合した軽自動車税を減額する、いわゆるグリーン化特例と呼ばれる軽課について、令和元年度及び2年度取得分の車についても、令和3年度課税まで2年間延長するものでございます。

制定附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者が行うべき申告等について規定したのですが、上位法である地方税法において規定の整備が行われたことによる改正であり、第3項において文言の追加、第4項について文言の修正を行うものでございます。

次に、附則の内容でございますが、第1条は、条例の施行期日について規定し、平成31年4月1日から施行としております。ただし、町税条例第34条の7の改正規定並びに同条附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、令和元年6月1日からの施行としております。

第2条は、町民税に関する経過措置について規定したもので、施行日の属する年度分以降の年度分について適用いたします。

第3条は、固定資産税に関する経過措置について規定したもので、令和元年度以降の年度分の固定資産税について適用いたします。

第4条は、軽自動車税に関する経過措置について規定したもので、令和元年度分の固定資産税について適用いたします。

以上で上里町税条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。



### ◎日程第6 町長提出承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（新井 實君） 日程第6、町長提出承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律に伴う上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の施行について、平成31年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、御報告させていただき承認を求めるものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

このたびの改正は、国民健康保険税の賦課限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充を図るため、平成31年3月29日付で地方税法等の一部を改正する法律等の公布施行に伴う上里町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容を御説明申し上げます。

第2条は、国民健康保険税の課税額を規定したものでありますが、第2項で医療分課税額に係る課税限度額を58万円から61万円に引き上げるものでございます。

第20条は、国民健康保険税の減額を規定したものでございます。第2号で国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘ずべき金額を27万5,000円から28万円に引き上げるものでございます。

第3号で、同じく国民健康保険税の軽減措置について、2割軽減の対象となる世帯の軽減判

定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を50万円から51万円に引き上げるもので、地方税法の改正に伴う内容でございます。

次に、改正条例の附則について説明をさせていただきます。

第1条は、新条例の施行期日について規定したものであり、平成31年4月1日から施行としております。

第2条は、改正後における上里町国民健康保険税条例の適用区分について規定したものであり、この改正内容を平成31年度以降の国民健康保険税から適用するものでございます。

以上で上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 3点ほど質問させていただきたいと思います。

全員協議会のほうで、（1）のほうの限度額については44世帯が対象になるであろうということで、147万円ほどの、町とすれば増収になるということでありましたけれども、この対象世帯の所得ですね、どのぐらいの幅の方、最高どのぐらいまであるのかそのことについてが1点です。

また、賦課限度額が改正されるたびに、上里はまずは大体追いつく形で引き上げてきていると思うんですけども、県内にはかなり低額に据え置いている自治体があると思うんですね。その数的にはどのようになっているのか。最低は、まだ40万台のところがあったんですけどもどうなのか、その辺もちょっと教えていただければというふうに思います。

それともう1点は、協会けんぽとの差額の一例を示していただければありがたいというふうに思っています。やはり、均等割、平等割というところが、所得に本当にかかわらない部分での引き上げになっているじゃないですか。ですので、この限度額が上がることによって、協会けんぽの人だとこの限度額に到達する所得はどのぐらいなのか、示していただければありがたいというふうに思います。

（2）のほうは、このことによって、逆に軽減対象者が広がるという意味ではいい改正内容になるのかなというふうには思いますけれども、上里町全体ですと、この（2）の改正をすることによって国保被保険者全体の何割が軽減対象世帯、パーセント的にはどのぐらい変わって

くるのか教えていただきたいと思います。

○議長（新井 實君） 税務課長。

〔税務課長 須長正実君発言〕

○税務課長（須長正実君） 杳澤議員の質問に対して御説明申し上げます。

今、幾つか質問いただきましたけれども、全部の質問に全てちょっと答えられない部分もございしますが、幾つかお答えを差し上げたいと思います。

まず1番の、対象世帯の所得でございますけれども、こちらにつきましては、最低と最高はちょっと特に出してはございませんが、44世帯が課税限度額を超過している世帯ということでございました、30年度の課税状況では。その中で、所得1,000万円以下の世帯が12世帯ございます。500万から600万の世帯が2世帯、それから、700万から800万の世帯が1世帯、800万から900万の世帯が4世帯、900万から1,000万の世帯が5世帯ということで、合計12世帯が1,000万円以下の所得の世帯ということでございます。ただしかし、500万から600万の2世帯につきましても、2人世帯でございまして、結構な固定資産税割がありますので、そういった関係で課税限度額を超えてきているという状況でございます。

それから、県内の賦課限度額の状況ということですが、平成29年度までは、埼玉県内での63市町村のうち32団体が、今回のように法定額と同額の賦課限度額を設定しておりました。これが平成30年度におきましては、63市町村のうち18団体となっております。

上里町も平成30年度引き上げたわけでございますけれども、平成30年度は、国保広域化の初年度でありまして、税率改定には慎重であった自治体が多かったのかなというふうに考えておるところでございます。

しかし今後は、県全体で同一保険料を目指すということが課題になってございますので、今後、限度額の引き上げが行われていくのではなかろうかなというふうに、税務課としては考えてございます。

それから、協会けんぽとの差額でございますけれども、こちらについてはちょっと協会けんぽの資料がございませんので、申しわけございませんが、ちょっと比較を申し上げることはできないというお答えになってしまいます。

限度額は、特に均等割、平等割ということではなくて、それぞれの医療分、後期分、介護分の税額を計算する中で、上限を58万から61万円に3万円引き上げるという内容でございますので、特に均等割、平等割を変えるとか、そういう内容ではございません。

それから、(2)番の軽減所得の関係ですけれども、パーセントという話でしたけれども、先ほど、世帯数につきましては全協の場で申し上げたとおりでございます。現行が医療分と後期分と介護分に分かれておりますので、医療分について申し上げますと、5割軽減が現行でい

いますと665世帯ございました。これが改正後は677世帯ということで12世帯増えますので、パーセンテージで計算しますと、約1.8%の世帯が影響を受けるということでございます。ちなみに2割軽減を受ける世帯ですけれども、こちらは540世帯のうち10世帯増えますので1.85%ということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、反対の討論をしたいと思えます。

この改正内容は、医療費の賦課限度額を現行の58万円から61万円に3万円引き上げるという内容と、もう一つはよい内容で、改正の内容で軽減の拡大ということでもありますので、1つのほうは賛成したいんですけれども、もう一つのほうですね、何といたしても1,000万以下、いわゆる対象が500万から600万の所得であっても2世帯が対象になるとか、そういう内容を見ますと、かなり所得に対する負担感が重いというふうに思えます。

国民健康保険税が非常に重くなっているのは、やはり協会けんぽ等にはない平等割、均等割があるからだと思うんですね。ですので、なぜ重くて払い切れないという状態になるかという、そうしたことが引き合いとなって高くなっているからであって、所得に対しての限度額を見ますと、やはり余りにも重過ぎるんじゃないかなというふうな考えを持っていますので、専決処分に反対としたいと思えます。

○議長（新井 實君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立多数であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◇

◎日程第7 町長提出議案第24号 工事請負契約の締結について

○議長（新井 實君） 日程第7、町長提出議案第24号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました、議案第24号 工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

平成30年度（繰越）（仮称）上里町保育所新築工事に伴い工事請負契約を締結したいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

町では、長幡保育園を昭和41年、中央保育園を昭和48年から運営し、各園舎は建築より50年余り経過いたしました。その間、園舎につきましては、増改築をしながら対応してきました。平成25年度に避難所を対象とした耐震診断を行った結果、園舎の耐震力は著しく低い状況が判明いたしました。

災害時等における園児たちの安全を確保することが困難と判断されましたことから、園児の安全・安心な保育環境の確保を最優先にすべく、平成26年12月よりプレハブの仮設園舎を建設し、保育を行ってまいりました。

平成30年度に保育所等建設検討委員会を設置し、民間保育園の開園等を踏まえ、上里町子ども・子育て支援事業計画に基づき新公立保育所の定員を決定し、既存2園を廃止し、新園を1園設置することとなりました。それに伴い、令和2年4月開園に向け、新園舎の建築工事を発注するものでございます。

続きまして、発注・契約関係、工事の概要につきまして御説明をさせていただきます。本工事を発注するに当たりましては、入札に必要な参加要件を付した、事後審査型の一般競争入札を埼玉県電子入札共同システムにより実施いたしました。

入札公告を3月18日に行いましたが、内容といたしましては、工事名 平成30年度（繰越）（仮称）上里町保育所新築工事、工事場所 上里町大字七本木5592番地、工事期間 契約の確定の日より平成32年2月28日までとし、設計金額につきましては、入札執行後に公表する事後公表といたしました。

主な入札参加資格としましては、上里町建設工事競争入札参加資格者名簿において、埼玉県

内に本店または支店等の登録があり、建築工事業A級に格付され、資格審査数値が1,100点以上の者といたしました。

その他、注意点等を加えて公告を行い、町のホームページや建設業界紙1紙に掲載し、周知を図ったものでございます。

開札につきましては、4月12日午後2時から電子入札システムにより開札を実施し、12社の応札があり、最低制限価格以上の価格で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で応札した、株式会社塚本工務店埼玉支店が落札候補者となったものでございます。

続きまして、工事の概要について御説明させていただきます。

工事敷地面積は、旧中央公民館跡地の一部と職員駐車場及び取得した用地を含め、2,211.01平方メートル、園舎面積は919.28平方メートル、構造は木造の平屋建てとなっております。

園舎の特徴といたしましては、匍匐期であるゼロ歳、1歳、2歳児の保育室には床暖房を設置いたします。また、安全・安心の観点より、敷地への出入り箇所等に防犯カメラを設置いたします。工事の内容につきましては、建築工事、電気設備工事、機械工事、外構工事一式となっております。

4月19日に上里町工事請負指名業者資格審査会を開催し、同社の入札参加資格確認申請書及び必要書類の審査を行い、入札参加資格を有する者と確認されましたので、落札者として消費税込み4億5,068万4,000円で同社と仮契約書の締結を行ったものでございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、議案第24号 工事請負契約の締結についての提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 2点ばかりちょっと質問させていただきます。

全協でもちょっと確認させていただきましたが、先ほどの説明の中で、契約確定の日から令和2年2月28日までという工期で、大ざっぱに勘定すると約9カ月ぐらいの工期なんですよ。こういった、説明の中で電気工事とか外構工事全部含めてということですけども、皆さん御存じのとおり、こういった建築工事というのは天候にもかなり左右されます。最近は、特にゲ

リラ豪雨とかそういった天候不順が多く見受けられるようになりました。順調に天候が推移すれば、この工期を設定したように完成するんだとは思いますが、その辺がやはり、私としてはちょっと懸念材料かなというふうに思います。

お尻が決まっているわけですから、来年の4月1日にオープンというふうなことになっているわけですから、その辺がちょっと心配されるなというふうに考えます。それについて、スケジュールですね、工期というか、建築業者のほうスケジュール立てるわけですね、ここは基礎工事はいつからいつまでと。そういった緻密というか細かなあれがわかればなおいいんですけども、今のところまだその段階ではないので、それは控えさせていただきます。

それと、もう一つは、この請負業者の株式会社塚本工務店、これの資本金はどのくらいか教えてください。

以上です。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 齊藤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

工期のスケジュールについて、管理はこのままで2月28日ということで大丈夫なのかということの御質問かと思いますが、現段階では、5月この議決をいただきました後に、それぞれの建築工事等の打ち合わせを始め、工事に着手して、2月の最終には引き渡しができるということの想定で進めておるところでございます。

昨年度、一昨年度ということで、民間の保育所につきましても工期同じぐらい、6月、もしくはひまわり保育園さんについては、ちょっと遅く7月から始まったところではございますが、3月いっぱいには完成し、4月から保育は開始しているという状況でもございますので、もし、天災等何かあった場合には、業者さんとも調整をしながら、引き渡しの時期についてはそこが守れるような形で、進捗を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） ただいま御質問のありました塚本工務店の資本金でございます。1億円でございます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 何点かお尋ねをいたします。

まず、本工事落札額が4億1,730万税抜きかと思えます。上里町の発注する建築工事の発注のパターンが、どういうわけかいつもどおりなんですけれども、このぐらいの金額になりますと、通常他の自治体、この辺でいえば本庄市もそうですけれども、広域圏もそうですね。基本的には、建築、電気設備、機械設備等、分離発注をしていくに十分値する金額なのかなと思っておりますし、先ほどは床暖房等も入るということであれば、外構も含めて、県条例によって緑化等も結構工事があると思うんですね。そうなってくると、分離発注したほうがよかったのかなと思うんですが、分離発注にしなかった理由はいかがなのでしょう。

また、全員協議会でも取り上げましたが、県産材の利用というお話をさせていただきました。なるべくであれば、やはり県産材を使っていたきたい。さらに言えば、森林認証材を使っていたきたいというところがあります。

これ、先ほどの同僚議員の質問にもあるんですが、工期のことを考えても、これから打ち合わせという話になってきますと、そもそも樹種の選定からという話になってくると、そこまではできないだろうな、調達できる材料しかそろえられないんじゃないのかなという危惧があります。

また、事前の説明の中では、なるべく県産材を使っていたきたいというお話だったということですが、本当に県産材を使うという強い意思があるのであれば、これはやはり設計事務所と綿密な打ち合わせの中で、仕様書に入れていただきたかったのですが、そこは仕様書に触れられていなかったのはなぜなのかということと。

今回は、木造で木を多用されるということでもあります。それは非常にありがたいことではありますが、比較的木造に関する工事になってきますと、各職種において町内企業も下請として参画しやすい工事内容になるかと思われま。

そこでお伺いいたしますけれども、下請、また孫請における町内企業への発注をしていただきたいというような制約はあったのか、ないのか。また今後お願いするつもりはあるのか、ないのか。

続きまして、本工事におけます入札の内容でございますけれども、設計価格につきましては、事後公表型ということだったかと思えます。しかしながら、建築工事においては仕様書において原価を積み上げていきますと、おおよその設計額がわかってきます。その中でいわゆる、これ言葉は適当ではないんですけれども、歩切りもおおよその過去の数字等々からも見当がつくと思えます。何が言いたいかといいますと、必然的に予定価格が見えてくる部分もあるのかなと思えます。

その状況の中で、3社が最低制限価格を下回り失格となっております。それは決まった中で

やったことだと思いますが、この失格の中の業者は、どの会社を見てもしっかりとした会社であります。特に先ほど担当課長のほうから、施工の工期のことで3件の名前が上げられましたが、うち1社は、その中の1園を昨年度から工事をして、今年初めに引き渡したしっかりとした会社も含まれております。そういった会社が、落札された会社よりも非常に安い価格を提示をしているわけでございます。3,500万ほどですかね、ざっと見たところ。ちょっとすみません、老眼が入ってきまして細かい数字がよく見えないんですけれども。かなり3,500万円ぐらい安い価格を、札を入れたにもかかわらず、最低制限価格にひっかかってしまって失格となっている。

果たして、そもそも原価積み上げが妥当なのかどうか、しっかりとした補助金を受けて、町内の民間の園の施工実績が直近である企業ができると言った金額が失格になってしまうのが、そもそも設計価格に妥当性があると解釈できるのかどうか、言い回しがちょっと奥歯に何か詰まったような言い方で申しわけないんですがその辺を、質問が多岐にわたってしまったんですが、明快な説明をいただきたいと思います。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 納谷議員の質問に順次お答えしたいと思います。

まず、最初の分離発注をしなかった理由についてというところでございます。

そもそも昨年度の実施設計に基づく設計を進める中で、最終的な園の建設、開園時期というのが、既に今であれば令和2年の4月ということで決まっておりました。そこを考えたときに、分離発注をしたときに、それぞれ建築工事、あとは電気、機械という形になるかと思うんですけれども、業者が異なることによりまして、工事の進行管理等をしていくことと、園舎として最終的にでき上がるものに対する、完成形のものに対してをどの程度まで担保できるのかというところを考え、今回は一括として発注するというところを考えたところであります。

あと、時期がもう少しあと半年ほど早くから工事のほうが発注することが、工期の余裕が持てた場合には、分離発注というところも可能だったのかなというのは考えているところではございますが、今回、この時期に発注するに当たりましては、一括というところで考えたものでございます。

2点目の、県産材の利用につきまして、全員協議会の中でもお話がございました。そちらにおいて、仕様書のほうに特定はしていないということで回答させていただいたところですが、仕様書の特記のところにおきまして、調達する工事材料については、埼玉県産とすることを努めるようにというところは、特記として記入はしてございましたので、応札していただいた金額の中で、材料については県産材も含めて、業者のほうは試算をしていただいているのではな

いかというふうに、こちらとしては認識しているところでございます。

木造の建築に当たりまして、町業者等、下請として参画できる可能性、もしくは、それについてはいかがかというところかと思いますが、現段階、そのところまでを詰めておりませんので、当然、地元業者の中で参画いただいてできる場所があるようであれば、それは考えていかなければいけないところというふうにも思っておりますので、それは、今後の中で考えさせていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 納谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど、入札したうち3社が最低制限価格にひっかかって、安い金額にもかかわらず失格となったということでございます。

こちらにつきましては、一般競争入札におきましても最低制限価格制度を導入しておりまして、これはダンピングの受注防止でありまして、極端な低価格での受注競争は工事品質の低下、下請業者等協力業者へのしわ寄せですとか、安全管理の低下等を招く心配がございますので、そういった低価格での入札を防止すること、国・県の指導によりまして、建設工事発注時における適切な措置が求められておりまして、その手段ということで最低制限価格を設けているところでございます。

いろいろ計算の段階で、納谷議員が御心配されるように、ある程度見積もれるのではないかとこの部分もあろうかと思っておりますので、引き続き、こちらに関してもよりよい入札制度を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありますか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 入園者の数が、ちょっと私も聞き漏らしたんだかわからないんですけども、入園者の人たちはもう決まったんですか。

それで、そういう問い合わせがあったんですけども、これ来年、32年に完成って今、齊藤議員も言ったんですけども、これに予約というか、入園する人は決まっちゃったんですけども工事が終わらないというようなことはないのか、大体もう決まりで大丈夫だよということをちょっとお話ししていただきたい。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 高橋議員の御質問に御説明させていただきます。

新公立保育園の園舎の定員につきましては、一応70人を定員とさせていただきます。  
新公立保育園に入園する園児につきましては、現在の長幡保育園、中央保育園に在園の園児を入園いただくことと、令和2年4月に入所するためには、令和1年の10月から始まります入所申請の中で、新しい希望者については審査をさせていただき、70人定員の調整をしていく中で、入られるお子さんを確定していくという形になっております。

工期がおくれてしまって入れないということはというお話でございますが、そういうことはあってはならないというふうに考えておりますので、そういうことがないような工事の進捗を図り、進めていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） すみません。先ほどの納谷議員の御質問で、木造であるから町内企業が参加しやすいのではないかとということで、下請の話がありました。それに関しまして、ちょっと申し足りませんでしたので、つけ加えさせていただきます。

入札の仕様のほうで、地元業者育成の観点から、下請施工する場合はできる限り上里町内の業者へ発注するよう努めることという一文を入れさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、町長提出議案第24号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第8 町長提出議案第25号 令和元年度上里町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（新井 實君） 日程第8、町長提出議案第25号 令和元年度上里町一般会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました、議案第25号について御説明申し上げます。

上里町の各予算の会計年度の名称については、国や県と同様に、5月1日の改元によりまして令和元年度と表示することになります。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

令和元年度上里町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,060万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億2,610万1,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

恐れ入ります、2ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款14国庫支出金は、5,475万1,000円の増額補正となり、プレミアム付商品券事務費補助金、プレミアム付商品券事業費補助金、疾病予防対策事業費等補助金の増額となっております。

款18繰入金は、1,042万3,000円の増額補正となり、教育施設整備基金繰入金の増額となっております。

款19繰越金は、1,542万7,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して8,060万1,000円を追加し、89億2,610万1,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款3民生費は、5,085万9,000円の増額補正となり、プレミアム付商品券事業に係る時間外勤務手当、臨時職員賃金、事業委託料、補助金などの増額や、七本木児童館運営に係る修繕料の増額となっております。

款4衛生費は、1,297万1,000円の増額補正となり、予防対策事業に係る各種予防接種委託料、諸検査料、風疹予防接種費用助成金などの増額となっております。

款7土木費は、550万8,000円の増額補正となり、道路改良舗装等工事費の増額となっております。

款9教育費は、1,126万3,000円の増額補正となり、英語検定料補助金の増額や工事請負費の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対して8,060万1,000円を追加し、89億2,610万1,000円とするものでございます。

以上、一般会計補正予算の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長が、お手元の一般会計補正予算で詳細説明を申し上げます。

○議長（新井 實君） 総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 塚越敬介君補足説明〕

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 今、総合政策課長が説明してくれたA3の横の補正予算のところ、町民福祉課のところ、2段目、プレミアム付商品券事業4,980万3,000円。主な歳入が、事務費の補助金が2,106万3,000円、事業費が2,875万というふうな数字が計上されています。

それで、この2,875万が全協でも説明いただいた発行数が2万8,750セット、これがこの金額になるんだと思うんですけども、この事業をするに当たって、補助費というか主な歳出のところ、ざっと行って、一番下が今言った2,875万なんですけれども、それ以上がトータルで恐らく2,106万3,000円というふうに私は理解したんですけども、これだけの事業をするのに、これだけの経費がかかるということは、何となく納得できないというか、矛盾を感じるんですけども、これ事業をやるにはどうしたってこういった経費がかかるのはわかります。それにしても、ほぼ、ほぼと言ったらおかしいけれども、事務費と事業費が単純に言えば800万ぐらいしか変わらないよというのが、何か腑に落ちないんですけども。もう少しこの経費が、事務費のほうが節約できないのかとか、削減できないのかなというふうなところが疑問に思うので、この辺ちょっと、俺の疑問に対することに対して説明していただけますか。

○議長（新井 實君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 亀田真司君発言〕

○町民福祉課長（亀田真司君） 齊藤崇議員の御質問に御説明を申し上げます。

事務費の補助金が2,106万3,000円、それに対して事業費補助金が2,875万円ということで、

その差額がまず少ないと、経費の節約ができないのかというふうなお話であったかと思います。

これにつきましては、事務費の補助の内訳といたしまして、今回の事業を実施するに当たりましての電算上のシステム改修費であったりとか、当然、この事業を実施するに当たりまして、職員の不足が生じてまいりますので、臨時職員等の補充をいたさなければいけないというふうなことがございます。

そういった経費が積み上がって、この2,106万3,000円ということで、こういった経費の積算につきましては、電算会社等からの見積もり等で積算してございますので、この見積もらせていただきました事務費の2,106万3,000円という数字につきましては、妥当であるというふうにこちらのほうは判断しているところでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） いろいろの人手というか、機械を使ったりシステムを使ったりでかかるのはわかるんですけども、納得するしかいたし方ないかなと思う。

もう一つ、一度に質問すればよかったですけども、全協のときもちょっと疑問に思って、例えば購入対象者が、非課税者が5,000人、子育て世帯が750人と、トータルで5,750と言って、5,000円の額面をワンセット4,000円で購入できますよというふうなシステムなんですけれども、全協のときもちょっと質問したと思うんですけども、これ、やはり本当にきゅうきゅうで生活している方とかはなかなか余裕が、これだけの何セットでしたっけ、買えるのは、5セットですね、なかなか5,750人がこれに該当するか、どうしてもこれ漏れるんじゃないかなということに危惧するわけです。という平準化されないよと。要するに低所得者、子育て世帯の消費に与える影響、消費増税に伴うですね。それに対してもう本当に100%カバーできるのかというところが、ちょっと疑問符がつくと思うんですよ。

その辺を、要するに平準化できないのは、全部100%というのは無理は無理なんですけれども、それに近いことができるのが一番理想なんですけれども、その辺はどういうふうに、この事業をやることについて考えているのか。要するに漏れちゃったというか、お金がなくて買えなかったよ、借金もできなかったよという人に対してどういう救済をするのか、その辺を答弁をお願いします。

○議長（新井 實君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 亀田真司君発言〕

○町民福祉課長（亀田真司君） 齊藤崇議員の御質問に御説明をさせていただきます。

全員協議会の席でもお話をしたところでございますけれども、非課税者世帯5,000人、子育て

て世帯750人と見込んで、今回の発行総額等を決めさせていただいたわけですがけれども、何とかそういった人たちを対象にして、100%利用ができないかどうかというふうな御質問だったかと思うんですけれども。まずは、非課税世帯につきましては、その旨、申請書をこちらのほうからお送りをして、実際、商品券の購入の意思を示した方に対して、引きかえ購入券を送付するというふうなところでございます。

そうしたところ、恐らく非課税世帯で5,000人というふうな数字を見込んでいるわけですがけれども、議員おっしゃるとおり、100%カバーできないというふうなことは感じておるんですけれども、一つの措置として、非課税者1人当たり最多で5セット、商品券を購入できるというふうな形で、その購入につきましても一括購入をすることもできますし、経済的に余裕がないというふうな世帯につきましては、分割で購入することも可能ですので、そうしたものを利用していただいて、是非、100%に近い形で利用していただけるというふうなことを、当方としては望んでいるところでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） ちょっとお聞きしたいんですけれども、販売方法の中で本人確認をするということが書かれているわけですよ。ちょっと調べただけけれども、店の人が一々聞いていられないんじゃないですか、あなたは対象者ですか。よく聞いてみると聞けないと言っているんですよ。その辺のところを町のほうはどこまで把握しているかなというふうに思うんですよ。

それで、ここにあるのは小売店、飲食店等なんですよ。飲食店で500円で食べられないから、自分のあと680円なら180円を足してやるというのは理屈でわかるんですけれども、買って店のほうはその券を預かっているわけですよ、持ってきて。それ全部、出した額だけ返ってくるという保障はあるのか。というのは、心配なのは転売しちゃうんじゃないか。そのうちで小売店ですからほかに使っていっちゃうと。そこで食べていって、券を置いていってやったんだけど、その券を大した額じゃないから、ほかの店に行ってそれ使っちゃうということも考えたのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（新井 實君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 亀田真司君発言〕

○町民福祉課長（亀田真司君） 高橋勝利議員の御質問に御説明をさせていただきます。

まず、1点目は、本人確認というふうなことでございますけれども、まず、非課税者並びに

子育て世帯に対して、商品券を購入する対象とみなしているわけですが、まず、非課税者につきましては、非課税世帯に申請書をお出しをしまして、申請書が町のほうに戻ってまいります。その時点で町のほうで審査をした結果、非課税者というふうにみなした方に対して、商品券の引きかえ購入券をお出しをします。その商品券引きかえ購入券が届きましたら、その購入引きかえ券と本人確認書類を掲示した方に対して、商品券を販売するというふうな方法をとっております。

また、小売店等で使われた商品券、全て換金できるのかというふうなお話でございますけれども、まず、対象となった商店で商品券を使用しました後に、これは商品券を換金する事務を民間の事業所に委託する予定でございますけれども、商品券を持って行っていただいて、それを換金手続をしていただくような手はずになりますので、商店で使われた商品券につきましては、全て換金されるものでございます。

あとは転売というふうなお話もあったかと思うんですけれども、これにつきましては、第三者への転売というのは禁止をされておりますので、その辺の広報等につきましては、町の広報やホームページ等で周知をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質問はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 何点かお伺いをいたします。

まず、補正予算書5ページ、土木費の道路新設改良費、節15の工事請負費で505万8,000円の増額補正ということであります。説明では開発行為の協議の上で伴う道路拡幅によって、側溝の敷設がえということでありました。

聞くとおとよりますと、当該地区の議員には説明があったという話を伺っておりますが、全体の議員としてはもちろん伺っておりませんので、今日この場で、箇所づけと何メートルの道路を幅員は何メートル広げるのか、敷設がえする延長はどのぐらいなのか、開発行為に伴うということですから、もちろん事業者があつてのことだと思っておりますけれども、事業負担割合等々はどうなっておられるのでしょうか。

また、これを町が負担することによって、どのような便益が住民にもたらされるのでしょうか。もちろん費用負担してやるわけですから、ビー・バイ・シーは1は超えていると思いますので、その辺の根拠を示していただきたいと思います。

続きまして、6ページでしょうか、次ページになります。

款9教育費、目学校管理費、項2小学校費の工事請負費であります。1,042万3,000円という

ことで、入に関しましては基金繰り入れということでありまして、それはそれでいいのかなと思うんですね。ただ、その理由が、詳細設計もう一度検討したところ不足が出たということですから、そもそもなぜ当初予算を計上するときに、これほど多額の不足が今となって明らかになったのかということと。

当初予算時に、同じ款項目節で工事請負費が1億5,854万1,000円計上されておりますが、この説明が、神保原小学校の南校舎の外壁や内装の修繕、賀美小学校のトイレということだったですけれども、この1億5,854万1,000円の内訳ですね、賀美小学校分が幾らなのか。そして、今回そうでないとこの全体像が見えてこないですよ。

例えば、極端なこと言っても、1億5,000万で1,000万円の不足なのと、3,000万で1,000万の不足は大きな違いになってきますので、それをしっかりこの場で示していただいた上で、採決に臨みたいと思いますので、御説明をお願いいたします。

○議長（新井 實君） まち整備課長。

〔まち整備課長 富田吉慶君発言〕

○まち整備課長（富田吉慶君） 納谷議員の御質問に対し御説明いたします。

まず、補正予算書5ページの道路新設改良費、道路新設改良事業の工事請負費、道路改良舗装等工事費550万8,000円の増額についてでございますが、まず、工事場所についてでございますが、神保原五丁目地内、県道上里西線の神保原陸橋西側になります。具体的な地番でいいますと神保原町の151の1の地番になります。

開発の内容についてでございますが、開発業者、民間の開発業者になります。

開発面積については、約2,200平米の宅地分譲の開発になります。

側溝敷設がえの延長についてでございますが、側溝の敷設がえ約81メートルを予定しております。

事業負担割合についてでございますが、工事費550万8,000円については、側溝の敷設がえ81メートル全て町負担となっております。

費用便益（ビー・バイ・シー）の根拠なんですけれども、道路付近、現況で5.2メートルありまして、それを計画幅員6メートル、約80センチなんですけれども拡幅する工事となります。拡幅に伴い、宅地分譲なんですけれども、そちらへの車の出入りがスムーズになるということで、効果があるということで町のほうとしては考えております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋 淳君発言〕

○学校教育課長（高橋 淳君） 納谷議員の御質問に説明をさせていただきます。

まず最初に、賀美小学校の当初予算の算定に当たってでございますが、国庫補助対象ということでございまして、国が定めました配分基礎額掛ける工事施工面積ということで、当初、3,815万6,000円ということで工事費を見積もったところでございます。この金額につきまして、当初予算に計上させていただいたところでございます。

先ほど、財政課長から御説明がありましたとおり、この賀美小学校トイレ改修工事の実施設計につきましては、9月補正で予算をいただきまして10月から発注したということで、3月の工期となってございました。このため、当初予算の算定の時期におきまして、正確なといえますか、詳細設計の成果品となる金額がまだつかめてございませんでしたので、先ほど申し上げましたとおり、基礎配分額掛ける工事対象面積の3,815万6,000円ということで、当初予算計上させていただいたところでございます。

詳細設計の成果品といたしまして、設計金額に対しまして、今回補正を上げさせていただきました1,042万3,000円の不足が生じたというところでございますが、原因といたしますと、賀美小学校のトイレが、トイレブースといいますか、それが非常に面積が小さいというところが一つございます。3階建てのフロアにトイレが5カ所ございますが、5カ所の施工面積といたしまして、128平米、1カ所当たり約25平米程度の面積ということでございまして、やはり基礎配分額掛ける工事対象額ということで当初見積もりましたので、この工事対象面積が非常に小さい数字でございましたので、3,800何がしという数字しか出てきませんでしたので、詳細設計との成果品との差に、改修に当たりましての差額が1,000万という数字が生じてしまったというところでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 先ほど、道路の新設事業について説明してもらったんですけども、ちょっとお聞きしたいんですけども、さっき、まち整備課長は、車の出入りが非常にやりやすくなると、こういうふうに説明したと思うんですけども、一番の問題は、入っていくところと出ていくところが、まして高架橋のすぐ脇に家があるわけですよ。そこまでこれやるとかかっちゃうんですよ。その辺のところについては、まち整備課のほうとしては既に対策をしていると思うんですけども、その辺が、非常にあそこは子どもの小学校の通学路にかかっていて非常に危ないところで、事故が何回も起きているということなんで、あの辺の近辺のところというのは停止線もないし、その辺のところをまち整備課はどこまで対策したか、ちょっとお聞きします。

○議長（新井 實君） まち整備課長。

〔まち整備課長 富田吉慶君発言〕

○まち整備課長（富田吉慶君） 高橋勝利議員の御質問に対し御説明いたします。

先ほど、当該箇所の安全対策について何かやられたかという御質問に対してなんですけれども、今現在、開発業者のほうが造成中でございまして、町のほうとしては特に今のところ何も対策のほうは行っておりません。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑ありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 教育委員会のほうに確認なんですけれども、理由はよくわかりました。今回の補正になったのは、そもそも詳細設計が9月補正の3月工期だった。それで、その前の当初予算が予算組をしている。そこはいいんですが、これによって本来もらえるべき国庫補助金が、それに対して不足が出たということはないですよ。あくまでも町の持ち出しの部分が確定したというだけの解釈でよろしいですか。これによって万が一国庫補助の金額がもっと入が多かったという話になってくると、それはまた別の話になってきますので、確認をお願いいたします。

○議長（新井 實君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋 淳君発言〕

○学校教育課長（高橋 淳君） 納谷議員の御質問に説明させていただきます。

施工面積が変更ございませんので、国庫補助金の歳入に関しましては変更はございません。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 1点目は、言ってもしょうがないことなんですけれども、町民福祉課にかかわるところの、プレミアム付商品券なんですけれども、国の、何ていうんでしょうか、悪政の影響を受けて余分な仕事ですよ。それで事務費がこれだけかかって、今回の場合は低所得者と子育て中の方々に還元されるという、今までのプレミアム商品券に比べれば若干のメリットというんでしょうかがあるものの、結果的には、それが終わってしまえば消費税の増税分だけが残るとい、低所得者に対しては非常に負担が伴う、一過性のものでしかないという、やってみてもそれほどの効果が期待できるものでもないという意味では、消費税がこの10月に

上がる、上がらないもそれを見越して、上げられるような状況なのかによっては、またこれが法制で変わってくる可能性を期待したいと思っているんですけども。

自治体としてもプレミアム商品券を何回も経験して、やはり国に対して意見を上げてほしいというんでしょうか、何ていうんでしょうか、ただ仕方ないとあまねてやっていくのしかないのかなという、そういう疑問が残ります。それは質問というか何というかジレンマです。

質問したいことは1つありまして、健康保険課が取り組む風疹の追加的対策のことで、町単独でもやっていただくということで、より安全にということは非常にいい考えだなというふうに思います。

それで、この対象者、国が実施するところの対象者の、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性対象者は上里町に何人おられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 杳澤議員の御質問につきまして御説明申し上げます。

ちょうどこの資料の昭和47年4月2日から昭和54年4月1日まで、この間の男性の上里町における人数についての御質問かと思いますが、人数につきましては1,808名程度ではないかというふうに見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

2番高橋茂雄議員。

〔2番 高橋茂雄君発言〕

○2番（高橋茂雄君） 2番高橋です。

1つだけ質問があるんですけども、プレミアム商品券を500円で商店で使った場合に、還元するときに額面どおり商店は500円もらえるんでしょうか。それともほかの県みたいに5円とか手数料とられるんでしょうか、その辺をお聞きします。

○議長（新井 實君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 亀田真司君発言〕

○町民福祉課長（亀田真司君） 高橋議員の質問に御説明いたします。

商品券の換金につきましては、手数料は取られません。額面どおりの金額となります。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 全体的には私は賛成なんですけれども、1点だけ、プレミアム付商品券のこの事業については反対です。

というのは、先ほども質問したとおり、これだけの事業費に対して、これだけの事務費が発生するというのと、この5,750名に全て行き渡るといふか、カバーできないんじゃないかということで公平性が保たれない。それと、全協のときの資料、参加する小売店、飲食店が500幾つという説明がありましたけれども、これが要するに150ぐらいですかということで、これも何となく納得できない。どうせするのであれば、全商店、飲食店を対象にすべきだと私は考えます。

よって、私はこの事業については反対いたします。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第25号 令和元年度上里町一般会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎閉 会

○議長（新井 實君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和元年第2回上里町議会臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後4時18分閉会